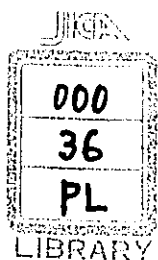


国際協力事業団業務方法書

昭和49年12月

国際協力事業団



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 22	000
登録No. 06624	36
	PL

02. 1. 87

02. 1. 88



国際協力事業団業務方法書

(昭和49年12月28日規程第3号)

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、国際協力事業団（以下「事業団」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 事業団は、我が国の国際協力に関する基本政策に即応しつつ、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給をうけることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこととし、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを業務運営の基本方針とする。

(関係機関との連絡等)

第 3 条 事業団は、その業務を実施するに当たっては、関係各省庁の協力の下に行うとともに、民間団体その他関係機関との連絡協調関係の緊密化を図り、業務の円滑かつ効率的な運営を期するものとする。

(細 則)

第 4 条 事業団は、業務の実施について必要があるときは、業務方法書細則を定め、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第2章 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に関する業務

(技術研修員の受入れ及び研修)

第 5 条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき次の各号に掲げるところに

より開発途上地域からの研修員に対し、技術の研修を行うものとする。（第36条に掲げる業務に該当するものを除く。以下第10条まで同じ。）

1. 研修員に対する研修は、あらかじめ事業団において設定する研修課程による集団研修若しくは個々の要請に基づき個々に設定する研修課程による個別研修又は第三国における研修機関での研修課程による第三国研修のいずれかにより実施すること。
2. 相手国政府の要請に基づき、研修員の受入れについてその研修実施機関、研修時期及び期間の決定、研修実施計画の作成その他の研修の実施に必要な業務を行うこと。

（研修・宿泊施設の設置・運営）

第6条 事業団は、前条の研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、運営するものとする。

2. 事業団は、宿泊施設の利用者から施設の維持管理の実費を考慮して適正に定める金額を徴収するものとする。

（専門家の派遣）

第7条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき、次の各号に掲げるところにより開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣するものとする。

1. 相手国政府の要請に基づき専門家の派遣についてその候補者、派遣時期及び期間の決定その他の派遣実施に必要な業務を行うこと。
2. 派遣専門家の活動状況を把握するとともに、派遣専門家から定期的に報告書を提出せしめること。

（機材の供与）

第8条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき前条に掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与するものとする。

事業団は、相手国政府の要請に基づき、機材の供与についてその品目仕様の選定、購入、輸送その他の機材の供与の実施に必要な業務を行う。

（技術協力センター）

第9条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき、次の各号に掲げるところにより開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うものとする。

1. 技術協力センターの設置及び運営の各段階に応じて、必要となる各種調査団の派遣に係る実施業務を行うこと。

2. 専門家の派遣及び機械設備等の供与の実施については第7条及び第8条の規定を準用すること。
3. 前2号の他、技術協力センターの設置及び運営の円滑かつ一体的な遂行に必要な業務を行うこと。

(開発調査)

第10条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき、次の各号に掲げるところにより開発途上地域における公共的な開発計画に関し、基礎的調査を行うものとする。

1. 相手国政府の要請に基づき、調査団の派遣についてその編成、派遣時期及び期間の決定その他の調査団の派遣の実施に必要な業務を行うこと。
2. 調査団から報告書を提出せしめること。

(認可業務)

第11条 事業団は、外務大臣の認可を受けて東南アジア漁業開発センターの必要とする船舶及び機材の調達に関する業務、通商産業省の所管にかかる海外開発計画調査委託費による開発調査に関する業務、国際連合及びその関係機関その他の国際機関の行う技術協力に対する協力業務並びに開発途上国の政府が独自の計画で招請する専門家又は調査団の推せんに関する業務並びに「理科教育海外協力委託費」による指導講師の派遣及び理科教育機材の供与に関する業務を行うものとする。

第3章 青年の海外協力活動の促進及び助長に関する業務

(募集、選考及び訓練)

第12条 事業団は、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする青年の海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行うものとする。

2. 前項の募集・選考に当たっては、当該青年が開発途上地域の経済及び社会の発展に協力し、これら地域との親善と相互理解を深めたいとの奉仕の精神を有し、かつ異質の生活環境に対する肉体的精神的適応力を有することをその基準とするものとする。

(訓練施設の設置・運営)

第13条 事業団は、前条の訓練を行うための施設を設置し、これを運営するものとする。

(派遣及び支援業務)

第14条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき、第12条の選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣するとともに、派遣中の青年の活動に対する支援に必要な業務を行うものとする。

(知識の普及及び理解の増進)

第15条 事業団は、第12条の青年の海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進するものとする。

第4章 社会開発並びに農林業及び鉱工業開発に対する協力に関する業務

第1節 総 則

(輸銀及び基金との業務調整)

第16条 事業団は、第18条及び第24条に掲げる業務の遂行に当たっては、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金との円滑な業務関係を確保するため、事前に両機関の意見を徴する等その調整に努めることとする。

(業務の実施地域)

第17条 事業団が第18条、第24条、第36条第1項及び第37条第1項に掲げる業務を行う地域は、原則として開発途上地域とし、同地域以外の地域における当該業務の実施については、主務大臣が業務実施方針にてこれを指示することとする。

第2節 関連施設の整備に必要な資金の貸付け及び債務の保証

(貸付け及び債務の保証)

第18条 事業団は、開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業(以下「開発事業」と総称する。)に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備(以下「関連施設の整備」という。)に必要な資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

(貸付け及び債務の保証を行う場合)

第19条 前条の規定による関連施設の整備に必要な資金の貸付け又は債務の保

証は、次の各号に該当する場合に限り行うものとする。

1. 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫又は商工組合中央金庫からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という。）があること。
2. 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

（貸付け条件）

第20条 関連施設の整備に必要な資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

1. 貸付けの方法

資金の貸付けは、手形貸付け又は証券貸付けの方法により行う。

2. 貸付けの限度

貸付けの限度は、関連施設の整備に必要な範囲内で、事業団において貸付けを行うことが適当と認められる金額とする。

3. 利率

利率は、年率2%以上とする。ただし、特に必要と認められる場合にはこれを下回ることができる。

4. 償還期限

償還の期限は、20年以内とする。ただし、特に必要と認められる場合には30年以内とすることができる。

5. 償還方法

償還の方法は、分割償還とし、事業団が必要と認める場合は、5年以内の据置期間を設けることができる。ただし、特に必要と認められる場合には10年以内とすることができる。

6. 担保

原則として保証人を立てさせ、必要に応じ、物的担保を徴し、貸付けに係る債権を確保するための措置を講ずる。

7. 損害金

債務不履行の場合は、延滞元利金に対して年率14.5%の損害金を徴する。ただし、天災等の不可抗力その他情状を酌量すべき特別の事由があるときは、その一部又は全部を減免することができる。

（保証に係る債務の債権者）

第21条 関連施設の整備に必要な資金の借入れ債務の保証に係る債務の債権者は、銀行その他の金融機関とする。

(保証条件)

第22条 関連施設の整備に係る資金の借入れに係る債務の保証の条件は、次のとおりとする。

1. 保証の方法

債務の保証は、証書による保証の方法により行う。

2. 保証の限度

保証の限度は、関連施設の整備に必要な範囲内で、事業団において保証を行うことが適当と認められる金額とする。

3. 保証料率

保証の料率は、年0.4%を基準として定める。

4. 保証期間

保証期間は、保証に係る債務の償還期限の範囲内とする。

5. 担保

第20条第6号を準用する。

(保証基金の設置)

第23条 事業団は、第18条及び第24条に規定する債務の保証を行うため保証基金を置くものとする。

2 第18条及び第24条に係る保証債務の合計額は、保証基金の10倍以内とする。

第3節 試験的事業等に必要な資金の貸付け、債務の保証及び出資

(貸付け、債務保証及び出資)

第24条 事業団は、開発事業のうち試験的に行われる事業(石油(オイルサンド及びオイルシェールを含む。)、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。)であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるもの、及び技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業であって主務大臣が業務実施方針で指示するもの(以下「試験的事業等」という。)に必要な資金の貸付け若しくは当該資金の借入れに係る債務の保証又は当該資金を供給するための出資を行う。

(貸付け等を行う場合)

第25条 前条の規定による試験的事業等に必要な資金の貸付け等は日本輸出入

銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められる場合に限り行うものとする。

(貸付け条件)

第26条 試験的事業等に必要資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

1. 貸付けの方法

第20条第1号を準用する。

2. 貸付けの限度

貸付けの限度は、試験的事業等に必要範囲内で、事業団において貸付けを行うことが適当と認められる金額とする。

3. 利率

利率は、年率2.5%以上とする。ただし、特に必要と認められる場合にはこれを下回ることができる。

4. 償還期限

第20条第4号を準用する。

5. 償還方法

第20条第5号を準用する。

6. 担保

第20条第6号を準用する。

7. 損害金

第20条第7号を準用する。

(保証に係る債務の債権者)

第27条 試験的事業等に必要資金の借入れ債務の保証に係る債務の債権者は、銀行その他の金融機関とする。

(保証条件)

第28条 試験的事業等に係る資金の借入れに係る債務の保証の条件は、次のとおりとする。

1. 保証の方法

第22条第1号を準用する。

2. 保証の限度

保証の限度は、試験的事業等に必要範囲内で、事業団において保証を行うことが適当と認められる金額とする。

3. 保証料率

第22条第3号を準用する。

4. 保証期間

第22条第4号を準用する。

5. 担保

第20条第6号を準用する。

(出資と貸付け及び債務保証との関係)

第29条 試験的事業等に係る資金の出資は、その試験的事業等が特に必要であり、事業計画の内容が適切であり、かつ、資金の貸付け又は債務の保証に代えて出資しなければ当該事業の達成が著しく困難であると認められる場合に限り、これを行うこととする。

(出資の限度)

第30条 出資の限度は出資を受ける者の試験的事業等に必要な資金に充当される資本金の50%以内で、事業団において出資を行うことが必要と認める金額とする。

(出資の方法)

第31条 出資は、原則として、株式の引受け、払込みの方法による。

(株式の処分)

第32条 事業団は、株式(株式に準ずるものを含む。以下同じ。)がその取得価格以上の適当な価格で処分し得るようになった場合又は取得価格以下であっても当該株式を処分することが必要かつ適当であると認める場合には、速やかに株式の処分に努めるものとする。

第4節 受託業務

(受託業務の対象)

第33条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する次の各号に掲げる施設等の整備事業(以下「施設等整備事業」という。)であって主務大臣が業務実施方針で指示するものを行う。

1. 農用地の造成又は改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備その他の農林業生産の基盤の整備(これと併せて行う農林業用施設の整備を含む。)
2. 森林の造成(これに先立って行う森林の伐採を含む。)

3. 鉱工業用地の造成，工業用水道の整備その他の鉱工業生産の基盤の整備（これと併せて行う鉱工業の用に供する施設（物品の製造，加工又は修理を行うために直接使用される機械及び装置を除く。）の整備を含む。）及び産業公害を防止するための施設の整備
4. 住民の福祉向上のための文化，交通，通信，衛生，生活環境等に係る施設であって公共の用に供するものの整備

第34条 前条の規定による施設等整備事業の受託は，当該施設等整備事業につき，当該開発途上地域及び我が国に，事業団以外の適当な事業主体がないと認められる場合に限り行うものとする。

（受託の細則）

第35条 事業団は，第33条に掲げる業務の実施のために必要な事項は業務方法書細則で定める。

- 2 前項の業務方法書細則には，受託料その他の受託条件に関する事項，受託契約の内容及び手続に関する事項その他必要な事項を記載するものとする。

第5節 調査及び技術指導

（調査及び技術指導）

第36条 事業団は，第18条又は第24条の規定による貸付け等の対象となる事業及び第33条の規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行う。

- 2 前項の調査及び技術指導に当たっては，所要経費を徴収するものとする。ただし，特別の事情がある場合には，所要経費の一部又は全部を徴収しないことができる。

第37条 事業団は，開発事業に従事する本邦法人（本邦法人が出資している外国法人を含む。）又は本邦人からの要請に基づき，事業団の他の業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認める場合に，当該開発事業に必要な技術の指導を行う。

- 2 前項の技術指導に当たっては，所要経費を徴収するものとする。ただし，特別の事情がある場合には，所要経費の一部を徴収しないことができる。

第5章 海外移住の実施に必要な業務

第1節 海外移住に関する調査、知識の普及、相談、あつせん、指導及び援助

(調査、知識の普及、相談及びあつせん)

第38条 事業団は、海外移住に関し調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあつせんを行うものとする。

- 2 前項の知識の普及に当たっては、海外移住の意義及び内容並びに移住先の事情及び移住の機会等について広く国民に周知せしめるよう努めるものとする。
- 3 第1項の相談に当たっては、詳細かつ、正確な判断の素材を提供するとともに、移住希望者の能力その他の条件を勘案して海外移住について適切な助言を行うものとする。
- 4 雇用移住者の受入先のあつせんに当たっては、移住希望者又は移住者に対し、受入先で従事すべき業務の内容及び条件を明示するとともに、我が国の通常の労働条件を十分考慮の上、その適性と受入先の条件を総合的に判断して、その見解を双方に示し、雇用関係の成立をはかるものとする。
- 5 前項以外の移住に関しては、前項に準じて、移住希望者と移住先との適切な連結を図るものとする。

(訓練、講習、渡航費等の支給、宿舎施設の提供等)

第39条 事業団は、移住希望者又は移住者に対して、訓練及び講習を行い、並びに移住者に対して渡航のための宿舎施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うものとする。

- 2 移住者の渡航に当たっては、渡航費及び支度金等を支給することができる。

(移住者に対する相談、指導等)

第40条 事業団は、海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うものとする。

- 2 前項の相談及び指導に当たっては、移住者の移住先国の生活への適応、移住先国民との融和及び文化的、社会的地位の向上に留意しつつ行うものとする。
- 3 第1項の相談及び指導を行うため、必要に応じ、農業協同組合等の団体の育成をはかるとともに農業試験場等を設置することができるものとする。

(移住者に対する援助)

第41条 事業団は、海外において、移住者の定着のために必要な次に掲げる福

社施設の整備その他の援助を必要に応じ行うものとする。

1. 移住者の生活安定のため、移住先国の施策を補完して診療所の設置、移住地医の確保及び巡回診療の実施等必要な医療及び衛生上の措置を講ずること。
2. 移住先国の施策を補完して、入植地に係る教育施設を整備する等移住者子弟教育の助成につとめること。
3. 前2号に掲げるもののほか、移住先国の施策を補完して、入植地に係る道路の建設、治安施設その他公共施設の整備につとめること。
4. 倉庫その他の共同利用施設の整備及び機械等の貸与について援助すること。

第2節 海外移住に関する入植地業務

(総則)

第42条 事業団は、移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び分譲並びに入植地の取得のあっせんを行うものとする。

(入植地の取得)

第43条 事業団は、入植地の取得を行おうとするときは、その土地の自然的、社会的、経済的条件について綿密な検討を行うとともに、所有権者の資格、所有権の内容及び瑕疵の有無、境界及び面積等について調査の上、将来にわたっての入植見込み及び既取得地の入植状況等を総合的に考慮し、適当と認められる場合に、これを取得するものとする。

(入植地建設基本計画の作成及び造成)

第44条 事業団は、前条に基づき取得した土地について、速やかに当該土地を移住者に分譲するために必要な造成工事計画、施設整備計画、建設資金計画等その他の事項を記載する入植地建設基本計画を作成し、造成を行うものとする。

(入植地の管理)

第45条 事業団は、取得した入植地につき、不法占有又は不当使用の防止その他必要な注意を払い、これを正常な状態において維持管理するものとする。

(入植地の分譲)

第46条 事業団は、入植地の造成工事の進ちょく状況及び宿泊施設その他公共施設等の整備状況を勘案の上、適当と認められるときには、入植地の分譲を行うものとする。

2 前項の分譲を行う方法は、次のとおりとする。

1. 分譲の方法

分譲の方法は証書契約の方法により行う。

2. 分譲対象者

入植地別に定める資格，条件を有する者に対して経営能力，資金力，営農の形態等を勘案して分譲するものとする。

3. 分譲価格

入植地の分譲価格は，分譲入植地の取得，造成に要した費用等原価を基準とし，分譲入植地の立地条件，周辺地価等を勘案して定める。

4. 支払方法

分譲代金の支払方法は，業務方法書細則に定めるところによる。

3 事業団は，自然的，社会的，経済的事情に変動があった場合には，取得した土地の一部又は全部を処分することができる。

（分譲契約の解除）

第47条 事業団は，入植地の分譲を受けた者が分譲契約に定められた義務を履行しないときは，当該契約に定められた条件に従って，その契約を解除することができる。

（延滞損害金）

第48条 事業団は，入植地の分譲を受けた者が分譲代金の支払を怠った場合は，延滞損害金を徴収するものとする。ただし，天災等の不可抗力その他情状を酌量すべき特別の事由があるときは，その一部又は全部を減免することができる。

（入植地の取得のあっせん）

第49条 事業団は，入植地の取得のあっせんを行うにあたっては，必要に応じ，入植地を取得する場合に準じて，調査，造成，管理その他の措置を講ずることができる。

2 事業団は，入植地の取得のあっせんに際し，所要経費を徴収するものとする。ただし，特別の事情がある場合には，所要経費の一部又は全部を徴収しないことができる。

第3節 海外移住に関する貸付け，債務の保証及び出資

（総則）

第50条 事業団は，移住者若しくはその団体で海外において農業，漁業，工業その他の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け，若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し，又は当該事業のうち農林水産物の加工，

貯蔵又は運送の事業であって移住地の発展に寄与すると認められるものに必要な資金を供給するための出資をするものとする。

2 事業団は、海外において農業、漁業、工業その他の事業であって移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち農林水産物の加工、貯蔵又は運送の事業であって移住地の発展に寄与すると認められるものに必要な資金を供給するための出資をするものとする。

3 前2項の業務については、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の業務と競合しないよう留意するものとする。

（貸付け資金の種類）

第51条 海外移住に関する貸付け資金の種類は、原則として、次の各号に掲げるものとする。

1. 設備資金又は長期運転資金
2. 短期の運転資金
3. 前2号以外で事業団において貸付けを必要と認める長・短期の資金

（貸付け条件）

第52条 海外移住に関する資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

1. 貸付けの方法

資金の貸付けは、原則として証書貸付けとし、必要に応じ、手形貸付けの方法により行うことができる。

あらかじめ契約により貸付け総額を定めて一定期間に分割貸付けを行うことができる。

2. 貸付けの限度

貸付けの限度は、所要資金の8割以内で、事業団において貸付けを行うことが適当と認める金額とし、一貸付け先についての限度額は、業務方法書細則に定めるところによる。

ただし、事業団において特に必要と認める場合はこの限りでない。

3. 利率

利率は、年率5%を基準とし、当該貸付けに係る資金の用途、債務者の移住先国における一般金融情勢、貸付利率の水準その他の事由を勘案して定める。

4. 償還期限、償還方法

貸付けの償還期限、償還方法は、業務方法書細則に定めるところによる。

5. 担保及び保証人

物的担保を徴し、かつ保証人を立てさせるものとする。

保証人は、原則として連帯保証人とする。

相当の事由があるときは、物的担保又は保証人のいずれかの設定を免除することができる。

6. 延滞損害金

貸付け元利金の延滞に対しては、延滞損害金を徴するものとする。ただし、天災等の不可抗力その他情状を酌量すべき特別の事由があるときは、その一部又は全部を減免することができる。

(保証に係る債務者及び債権者)

第53条 事業団が海外移住に関する資金につき保証する債務の債務者は、移住者又はその団体に海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものとする。

2 事業団が海外移住に関する資金につき保証する債務の債権者は、移住先国の国立銀行その他事業団が適当と認めるものとする。

(保証条件等)

第54条 海外移住に関する資金の債務の保証の条件その他必要な事項は、業務方法書細則に定める。

(出資条件等)

第55条 海外移住に関する資金を供給するための出資の条件その他必要な事項は、業務方法書細則に定める。

(認可業務)

第56条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、移住者のための牧場経営に関する業務及び倉庫経営に関する業務を行うものとする。

第6章 人員の養成及び確保に関する業務

(人員の養成及び確保)

第57条 事業団は、法第21条第1項第1号並びに第3号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保に必要な業務を次の各号により実施するものとする。

1. 人材登録のための業務を実施すること。
2. 専門家の確保に必要な業務を実施すること。

3. 派遣専門家等に対して必要な研修を実施すること。

第7章 附 帯 業 務

(附 帯 業 務)

第58条 事業団は、統計資料の作成、機関紙の発行、広報活動その他法第21条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に附帯する業務を行うことができる。

第8章 業 務 の 委 託

(業 務 の 委 託)

第59条 事業団は、必要と認める場合には、主務大臣の認可を受けて、第18条及び第24条に掲げる業務その他の貸付け等の業務（貸付け等の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

- 2 事業団は、前項に掲げる業務の委託を行う場合には、委託契約を締結し、必要な委託費を支払うものとする。

第60条 事業団は、必要と認める場合には、外務大臣の認可を受けて、法第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務（前条に掲げる業務に該当するもの、海外移住のあっせんに係る業務及び移住者に対する渡航費等の支給に係る業務を除く。）の一部を地方公共団体その他の者に委託することができる。

- 2 前条第2項を準用する。

附 則

この規程は、昭和49年12月28日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。

